

第六号様式別表四の三(用紙日本産業規格A4)(第三条・第十条の二関係)

均等割額の計算に関する明細書				事業年度 又は連結 事業年度	：	：	法人名					
事務所、事業所又は寮等(事務所等)の従業者数の明細				市町村の存する区域 内における従たる事 務所等			名称 (外 簡所)	所在地				
東京都内における主たる 事務所等の所在地		事務所等を有 していた月数	従業者数の 合計数					市 町 村				
区 丁目 番号 市(町村)		月	人	当該事業年度又は連結事業年度(算定期間)中の従たる事業所等の設置・廃止及び主たる事務所等の異動								
特別区内における従たる事務所等				異動 区分	異動の 年月日	名称	所在地					
所在地	名称 (外 簡所)	月数	従業者数の 合計数	設置	・	・						
1	千代田区			廃止	・	・						
2	中央区			旧の主 たる事 務所等			(月)					
3	港区			均 等 割 額 の 計 算								
4	新宿区			区 分	税率 (年 額) (ア)	月 数 (イ)	区 数 (ウ)	税額計算 〔(ア)×(イ) ⁽¹⁾ ×(ウ) ⁽²⁾ 〕				
5	文京区			特別区 のみに 事務所 等を有 する場 合	円	月		円				
6	台東区			主たる 事務所 等所在 の 特別区	事務所等 の 従業者数 50人超 ①			0.0				
7	墨田区							事務所等 の 従業者数 50人以下②	0.0			
8	江東区			従たる 事務所 等所在 の 特別区	事務所等 の 従業者数 50人超 ③				0.0			
9	品川区							事務所等 の 従業者数 50人以下④	0.0			
10	目黒区			道府県分⑤	0.0							
11	大田区				特別区 (市町村分)	事務所等 の 従業者数 50人超 ⑥			0.0			
12	世田谷区			事務所等 の 従業者数 50人以下⑦					0.0			
13	渋谷区				納付すべき均等割額							
14	中野区			①+②+③+④又は⑤+⑥+⑦ ⑧				0.0				
15	杉並区			備 考								
16	豊島区				合計 (主たる事務所等の従業者数の合計数を含む。)							

第6号様式別表4の3記載要領

この明細書は、特別区に事務所、事業所又は寮等を有する法人が東京都に提出する第6号様式、第6号様式(その2)若しくは第6号様式(その3)又は第6号の3様式、第6号の3様式(その2)若しくは第6号の3様式(その3)の申告書に添付すること。